

令和8年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
同意第3号	那須塩原市教育長の任命について	総務部
議案第32号	那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務部
議案第33号	那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	総務部
議案第34号	令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）	総務部
議案第35号	令和8年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）	総務部
議案第36号	令和8年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）	上下水道部

同意 第3号

那須塩原市教育長の任命について

次の者を那須塩原市教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和8年3月18日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

住所 那須塩原市上中野307番地3

氏名 山本 幸子

生年月日 昭和40年4月26日

議案 第32号

那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年3月18日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「6,500円」の次に「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行政職8級職員」という。）にあっては、3,500円）」を加える。

第9条第3項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員以外のものが行政職8級職員となった場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案 第33号

那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須塩原市
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年3月18日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例及び那須塩原市
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年
那須塩原市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第3条中「あって」の次に「、第2種初任給調整手当」を加え、同条の次に次
の1条を加える。

(第2種初任給調整手当)

第3条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適
用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受
ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額
(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗
じ、その額を那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成1
7年那須塩原市条例第38号。以下「休暇等条例」という。)第2条第1項に
規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の
端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたとき

はこれを1円に切り上げた額)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

第17条第1項中「那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年那須塩原市条例第38号)(以下「休暇等条例」という。)」及び「同条例」を「休暇等条例」に改め、同条第2項中「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を」を「全部又は一部を」に、「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)に」を「に」に改める。

第22条第2号中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

(那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 那須塩原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年那須塩原市条例第198号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を」を「全部又は一部を」に、「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)に」を「に」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中那須塩原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第17条第2項の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案 第34号

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月18日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第35号

令和8年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月18日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第36号

令和8年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）

令和8年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和8年3月18日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎